

北海道立高等学校等へのBYOD端末に係る情報提供事業者応募要領

令和3年(2021年)7月
北海道教育庁ICT教育推進局

1 概要

(1) 目的

高等学校においては、令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施となることから、これに合わせて1人1台端末環境とする必要があり、北海道立高等学校及び北海道登別明日中等教育学校の後期課程(以下、「道立高校等」という。)では、令和4年度の新1年生から、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む方法(BYOD: Bring Your Own Device ~個人端末の持ち込みのこと。以下、当該個人端末のことを「BYOD端末」という。)により実施することとしました。

本要領により各学校がBYOD端末の販売・レンタルを行う取扱業者の情報を収集する機会を提供することにより、道立高校等における取組を支援するものです。

(2) 募集内容等

道立高校等におけるBYOD端末の販売・レンタルを希望する取扱業者のうち、道立高校等へ(4)に示す資料の提供を希望する取扱業者を募集しますので、応募される取扱業者は、本要領をご確認の上、「3(2)応募方法」のとおり応募ください。

なお、本要領による応募がなかった取扱業者であっても、道立高校等でBYOD端末の販売・レンタルを行うことは可能です。

また、本要領によるBYOD端末の取扱業者による情報提供にかかわらず、道立高校等が独自に取扱業者の選定や端末の確保を進めることについては、差し支えないこととしています。

(3) 募集期間

令和3年(2021年)7月29日(木)～8月11日(水)

※令和3年(2021年)7月7日(水)～7月28日(水)の間で募集していましたが、募集期間を延長するものです。

(4) 本要領に基づき応募した取扱業者が作成する資料

パワーポイントで作成した音声付きスライドショー(5分以内)

① スライドショーには、次の事項を記載するなどして作成してください。

<例示>

- ・取扱メーカー、機種、仕様(OS、ストレージ、メモリ、画面サイズ、タッチパネル、通信方式、キーボードなど)
- ・オプションの有無(キッティング、保守・保証、付属品、ヘルプデスクなど)
- ・販売価格
- ・販売方法(代金徴収方法などを含む)
- ・引渡方法(納入場所)
- ・生徒、保護者への周知方法 など
- ・販売エリア ①地域の販売店への卸し(卸し予定店等を記載するなど)、②販売エリアを限定(●●町や●●管内など)、③道内全域 など

<仕様について>

次の事項を学校に伝えています。

ア 学習系ネットワークに設置した無線LANアクセスポイントに接続し学習するため、無線LANを有すること。従ってLTE対応（携帯電話の通信キャリアが提供する携帯電話用の通信規格のこと。）は必須ではないこと。

※ 無線LANの通信規格は、IEEE802.11 a/n/ac以上（周波数帯5GHzがあるもの）に対応すること。無線LANのセキュリティー規格はWPA2又はWPA3に対応すること。

イ キーボード付きのものとする（外付けキーボードも可）。

なお、スマートフォンでは「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」（令和2年3月3日文科科学省）が示す学習者用コンピュータの仕様を全て満たすものではないことに留意すること。

ウ 端末のストレージはSSDやeMMCが望ましいこと。

エ 端末の管理や機能を制限するアプリ（MDM(Mobile Device Management) : Chrome Education upgrade、Intune for Education など）は、OSが統一されている必要があること、個人の端末を学校が管理することになること、保護者負担が増加する可能性があること、導入時に設定・導入後に管理業務が生じることなどから、不要と考えていること。

<販売価格について>

次の事項を学校に伝えています。

①国が実施した、GIGAスクール構想で推奨する端末を地方公共団体に紹介する「自治体ピッチ」において、45,000円の端末を基本パッケージとして示していること、②経済的な事情により端末の所有が困難な生徒に対しては、学校は、国の補助（上限45,000円）を活用して整備した「Chromebook」を貸し出す予定であること等から、道立高校のBYOD端末の価格は、1台当たり45,000円（税込み）程度又は45,000円以下（オプションを除く。）を想定していること。

なお、半導体の不足により、実際の販売価格は見通せない状況もあること。

- ② 作成にあたっては、別紙「パワーポイント「音声付きスライドショー」作成に係る留意事項」を参照してください。

2 募集する説明事業者の要件

次の(1)ア又はイのいずれかに該当し、かつ、(2)から(4)のいずれにも該当すること。なお、基準日は申請する日の属する月の初日とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、次の資格を有すること。

(7) 端末の販売を希望する場合・・・物品の購入

(4) 端末のレンタルを希望する場合・・・物品の賃貸借

イ アと同等の資格を有する者であること。

(2) 令和元年度（2019年4月を含む。）・令和2年度中に、学校・大学、官公庁、企業等である1機関に対し、40台程度のタブレット端末等を納品・レンタルした実績があること。

- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 応募に当たっての留意事項と応募方法

(1) 留意事項

ア 本要領の目的は、道立高校等がBYOD端末の販売・レンタルを行う取扱業者の情報を収集する機会を提供するものです。

イ 道立高校等では、地元業者や本要領により応募のあった取扱業者からBYOD端末について情報収集を行うほか、BYOD端末の仕様や販売の条件等が当該学校の希望に合致した取扱業者を生徒・保護者に紹介等を行うことになるので、必ずしも、本要領により応募のあった取扱業者を紹介等するとは限りません。

また、道立高校等によっては、複数の取扱業者を生徒・保護者に紹介等する場合があります。

ウ 道立高校等が取扱業者を生徒・保護者に紹介等した場合であっても、当該学校が、生徒・保護者が当該取扱業者以外から購入・レンタルをすることを妨げないことや、現在、生徒が所有する端末を学校に持参することを認める場合があります。

エ 道立高校等においては、低所得世帯等の生徒に対し、学校所有端末を貸し出すことができることとしています。

オ 道立高校の入学選抜（全日制）は、3月中旬に合格発表となり、生徒の入学する高校が確定するのは多くの場合は3月中旬以降となるため、実際に取扱業者と生徒・保護者の間で契約を締結し、販売・レンタルするのは、多くは3月中旬以降となる見込みです。

カ 道立高校等が、令和4年度の第1学年の入学見込者数や上記工等を勘案し算定した取扱業者に連絡するBYOD端末の販売等の予定台数は、イやウなどの理由から変動する可能性があり、決して、確定したものではないため、取扱業者に連絡した販売等の予定台数は、当該学校で販売できる台数を確約するものではありません。

キ BYOD端末の販売・レンタルに当たっては、(ア)～(オ)について留意してください。

(ア) BYOD端末に係る契約は、原則として、取扱業者と生徒・保護者の間で締結すること。

(イ) BYOD端末の代金徴収は、原則として、取扱業者と生徒・保護者間で直接決済すること。

(ウ) BYOD端末に係る契約に関し、道教委及び学校は、取扱業者と生徒・保護者との契約で生じた債務を保証しないこと。

(エ) BYOD端末に係る取扱業者と生徒・保護者間のトラブル（納品、支払い、初期不良等を含む。）は、取扱業者と生徒・保護者間で解消すること。

(オ) 取扱業者が確保した端末台数について、売れ残り等が生じた場合であっても、道教委及び学校は、取扱業者に対し、損害賠償責任等を負うことができないこと。

(2) 応募方法

上記をご理解の上、別記様式に必要事項を記載し、下記までメールで提出ください。

宛先：〒060-8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課

メール：kyouiku.ict@pref.hokkaido.lg.jp

4 応募締め切り

第4回締め切り 令和3年(2021年)8月4日(水)

第5回締め切り 令和3年(2021年)8月11日(水)

※1 参加の可否については、締め切り後、1週間以内にご連絡いたします。

※2 次の募集期間については、既に締め切っております。

第1回締め切り 令和3年(2021年)7月14日(水)

第2回締め切り 令和3年(2021年)7月21日(水)

第3回締め切り 令和3年(2021年)7月28日(水)

5 募集する取扱業者の数

特になし

6 その他

(1) 参加が決定となった者については、販売する商品紹介等を紹介するパワーポイント「音声付きスライドショー」を作成の上、北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課あて、ご提出いただきます。

(2) 参加により発生する費用（例：通信料、パソコン等にマイク・Webカメラなどの機能が付いていない場合は当該機器等。）については、事業者負担となります。

7 問い合わせ先

北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課 担当：岡部・石手洗

電話：011-204-5719（直通）

メール：kyouiku.ict@pref.hokkaido.lg.jp

別紙（北海道立高等学校等へのBYOD端末に係る情報提供事業者応募要領）

パワーポイント「音声付きスライドショー」作成に係る留意事項

- 1 「音声付きスライドショー」（拡張子「ppsx」）は、必ずパワーポイントで作成してください。
- 2 ホームページにパワーポイントのひな形を置きますので、そちらをダウンロードされ、活用してください。
- 3 画面サイズは、標準サイズ（4：3）としてください。
- 4 パワーポイントの「画面切り替え」や「アニメーション」、サウンド、音声録音などを使って、5分以内のビデオを作成してください。
なお、決して、マクロやハイパーリンクは使用しないでください。
QRコードの表記やURLの表示は可能です。
コンピュータウイルスと認識されるものは、埋め込まないでください。
- 5 著作物を使用する場合は、北海道教育委員会や道立高校において事務手続きや使用料が生じないよう、著作権関係を整理済みのものを使用してください。
- 6 北海道教育庁ICT教育推進課に提出するデータは、提出前に、必ず、ウイルスチェックを行ってください。
- 7 提出にあたっては、①パワーポイント（音声付きスライドショー（拡張子「ppsx」）：ビデオタイプ）と、②パワーポイント（音声のないもの（拡張子「pptx」）、学校で印刷配布できるもの）のデータを、次のメールアドレスあてに提出してください。
メール：kyouiku.ict@pref.hokkaido.lg.jp
なお、メールの件名ですが、必ず先頭に「【BYOD：社名】」を記載してください。
- 8 受領した資料は、道立学校のイントラネット内に掲載し、学校職員が視聴等できるようにしますが、御社の資料の内容を他の取扱業者が知りうる場合があることを想定し作成してください。
- 9 受領した資料の取扱い
 - ・パワーポイント（音声付きスライドショー：ビデオタイプ）については、道立学校のイントラネット内に掲載し、各学校において視聴します。
 - ・パワーポイント（学校へ配付、学校で印刷回覧用）は、学校にデータを送信し、印刷・閲覧してもらうものです。